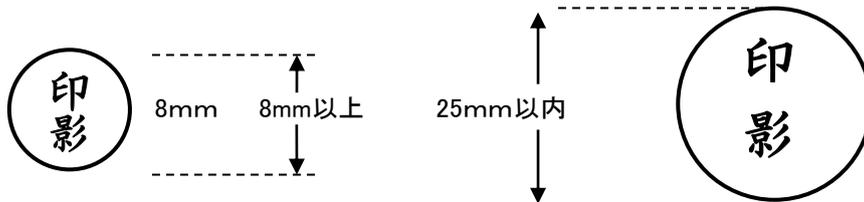


登録できる印鑑の印影

住民票に記載されている「氏名」「氏」「名」で表しているもの。外国人の場合は、「ローマ字表記」のほか「通称」「漢字併記名」「カタカナ併記名(非漢字圏の外国人のかたのみ)」も住民票に記載があれば使用できます。

- ・印影の大きさが一辺の長さ8mm以上25mm以内に収まるもの



- ・硬い材質のもので、印影が変化しにくいもの
- ・輪郭のあるもの
- ・印影が鮮明で文字の判読ができるもの

※ 大量生産印(三文判)は、類似した印影が多数存在するため登録する印鑑として不適當です。なるべく避けてください。

例) 佐久(氏) 太郎(名) さんの場合(日本国籍を有している方)



※外国人のかたの場合(日本国籍を有していない方)

非漢字圏の外国人住民のかた

例)アルファベット登録「MICHAEL SAKU」、通称登録「佐久 マイケル」で、カタカナ併記名「マイケルサク」の登録がある場合

MICHAEL
SAKU

ローマ字表記(アルファベット)

※SAKU でもよい

MICH
AEL

佐久
マイケル

通称の場合

※マイケルでもよい

佐久

マイケル

カタカナ併記の場合

※併記名が登録済のかた

マイケル
サク

漢字圏の外国人住民のかた

例)アルファベット登録「ZHAO SAN」、併記名「趙 三」で、通称登録「田中 太郎」の登録がある場合

ZHAO
SAN

ローマ字表記(アルファベット)

※SANでもよい

ZHAO

田中
太郎

通称の場合

※太郎でもよい

田中

趙

併記の場合

※併記名が登録済のかた

趙三

登録できない印鑑



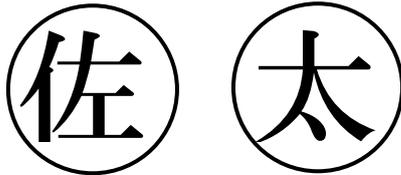
輪郭ないもしくは
輪郭が30%以上欠けている



逆さ彫り



・絵柄やマーク入り、氏名以外の表示があるもの
・漢字をひらがな・カタカナに書き替え



氏又は名の一部のみのもの

- ・ 氏又は名の一部しか入っていないもの（氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの）
[佐久市印鑑条例第7条第1号]
 - ・ 職業や資格など氏名以外の事項を合わせて表しているもの[同条第2号]
 - ・ ゴム印など印影が変形しやすい材質のもの[同条第3号]
 - ・ 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
[同条第4号]
 - ・ 印鑑の破損・磨滅などにより印影が不鮮明なもの[同条第5号]
 - ・ 極端に図案化したことなどにより文字の判読が困難なもの[同条第5号]
 - ・ 輪郭がないもの又は輪郭が30%以上欠けているもの
 - ・ 逆さ彫りになっているもの（文字が白抜きとなる彫り方のもの）
 - ・ 氏名以外の表示、絵柄やマークなどが入っているもの
 - ・ 漢字をひらがな・カタカナに書き替えて表示したもの
 - ・ 同一世帯内の人が既に登録している印鑑や印影がよく似ているもの
- } [同条第6号]

※文字が判読しづらい場合は、印鑑の登録にお時間をいただく場合がございます。

詳しくは、窓口でお尋ね下さい。